

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査 集計結果が公表
～第34回子ども・子育て会議基準検討部会 開催…………… 1
- ◆ 保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第1回）が開催される
～見直しの方向性について議論…………… 5

◆保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査 集計結果が公表 ～第34回子ども・子育て会議基準検討部会 開催

平成29年11月14日、第34回子ども・子育て会議基準検討部会が開催されました。本会からは佐藤秀樹副会長が参画しています。

議事は、「平成29年度経営実態調査の結果について」のみで、以下のとおり、内閣府より説明がありました。調査対象ごとの集計結果の詳細については別添No.1のとおりです。

平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 集計結果概要

(全保協にて整理・抜粋)

1. 調査の概要

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

(2) 調査対象

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所の計21,000件（層化無作為抽出法により抽出）

(3) 調査内容

収支の状況（平成28年度）、職員の給与の状況（平成29年3月）、職種別配置状況（平成29年3月）等

2. 調査結果の概要

○ 回収状況

有効回答率 = 全体 : 52.1% (保育所 : 46.4%、幼稚園 : 67.2%、認定こども園 : 54.5%)

	母集団	調査客対数	有効回答数	有効回答率
保育所	22,655 施設	9,480 施設	4,402 施設	46.4%
幼稚園	9,935 施設	5,485 施設	3,684 施設	67.2%
認定こども園	3,950 施設	3,306 施設	1,802 施設	54.5%

○ 収支の状況

■ 収支差率は、私立保育所 : 5.1%、私立幼稚園 : 6.8%、認定こども園 : 9.0%

【保育所】

	私立		公立	
	金額	構成割合	金額	構成割合
①収益計	114,515 千円	100%	77,405 千円	-
②支出計	108,651 千円	94.9%	99,316 千円	-
③収支差額(① - ②)	5,864 千円	5.1%	-21,911 千円	-
④施設数	1,762 施設		163 施設	
⑤平均利用定員数	92 人		99 人	
⑥平均児童数	95 人		98 人	

(内閣府からの補足説明)

- ・ 公立については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立と同様に収支を把握することが難しいことに留意が必要。
- ・ 収益・支出には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。
→ (参考) 調査対象事業以外の事業に係るものを除いた場合の収支差率の推計
私立保育所 2.2% (正確な統計ではないため参考程度)
- ・ 支出には減価償却費も含まれている。
- ・ 調理や事務等業務を外部委託している施設は、支出に含まれる人件費について、今般の結果より少なくなることに留意が必要。

【認定こども園】

	私立		公立	
	金額	構成割合	金額	構成割合
①収益計	145,851 千円	100%	68,169 千円	-
②支出計	132,746 千円	91.0%	93,151 千円	-
③収支差額(① - ②)	13,104 千円	9.0%	-24,981 千円	-
④施設数	1,162 施設		32 施設	
⑤平均利用定員数	151 人		119 人	
⑥平均児童数	147 人		112 人	

(内閣府からの補足説明)

- ・ 公立については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立と同様に収支を把握することが難しいことに留意が必要。
- ・ 収益・支出には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。
→ (参考) 調査対象事業以外の事業に係るものを除いた場合の収支差率の推計
私立認定こども園 9.8% (正確な統計ではないため参考程度)
- ・ 支出には減価償却費も含まれている。
- ・ 調理や事務等業務を外部委託している施設は、支出に含まれる人件費について、今般の結果より少なくなることに留意が必要。

○ 職員給与の状況

■ 1人当たり給与月額（賞与の1/12込）は下記の通り。

※ 「一人当たりの給与月額」の金額は、平成29年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成28年度分の賞与の1/12が含まれる。

- 私立保育所の常勤保育士：26.2万円（勤続年数8.8年）
- 私立幼稚園の常勤幼稚園教諭：25.9万円（同10.4年）
- 私立認定こども園の常勤保育教諭：24.2万円（同7.9年）

【保育所】

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)
人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円	
施設長	1.0	23.1	528,826	0.0	4.8	203,618	1.0	29.8	594,465	0.0	13.9	303,699
主任	1.0	19.6	397,212	0.0	7.8	171,373	1.4	22.4	518,548	0.0	4.3	389,316
保育士	13.2	8.8	262,158	2.1	6.7	169,091	11.6	8.7	279,797	2.2	6.4	172,980

（内閣府からの補足説明）

- ・ 平成24年度（平成25年2月）に実施した経営実態調査時に比べ、常勤職員においては、公私の差が一定程度縮まっている。
- ・ 今般の調査で処遇改善（賃金改善率）に関する項目はなかった。平成29年度より新設された処遇改善の状況等については、あらためて調査する必要があると考えている。

【認定こども園】

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	実人数	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)	換算人員	平均勤続年数	1人当たり給与月額(※)
人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円	
園長（施設長）	1.0	24.8	523,344	0.0	8.2	336,436	1.0	32.9	599,674	0.0	37.5	212,500
主幹保育教諭	1.4	17.3	346,759	0.0	11.6	164,899	1.3	23.5	509,305	0.0	43.0	336,354
保育教諭	14.1	7.9	242,043	2.5	6.8	155,693	12.7	7.8	251,128	1.9	5.5	162,903

○ 職種別配置の状況

【保育所】

	公立			私立		
	公定価格基準のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算(常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算(常勤+非常勤)	常勤	非常勤
施設長	0.9人	1.0人	0.0人	0.5人	1.0人	0.0人
主任保育士	1.0人	1.1人	0.0人	1.0人	1.4人	0.0人
保育士	12.3人	13.9人	2.2人	9.0人	12.1人	2.8人

(内閣府からの補足説明)

- ・ 総じて、公定価格上の配置基準よりも実際の配置状況の方が多い状況。ただし、「実際の配置状況」には、各種加算、地方単独補助等により配置している職員も含めた配置状況であることに留意が必要。

【認定こども園】

	公立			私立		
	公定価格 基準のみの 配置状況	実際の配置状況		公定価格 基準のみの 配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
園長(施設長)	1.0人	1.0人	0.0人	1.0人	1.0人	0.0人
主幹保育教諭	1.0人	1.5人	0.0人	1.0人	1.7人	0.0人
指導保育教諭		0.4人	0.1人		0.3人	0.0人
保育教諭	11.1人	15.0人	2.6人	6.6人	13.4人	1.9人
助保育教諭		0.3人	0.4人		0.8人	0.1人
講師		0.1人	0.2人		0.2人	0.1人

○議論

主な論点として、事務局より以下3点が示されました。

- ・ 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化
- ・ 教育・保育の質の向上
- ・ 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

【委員からの主な意見】

- 有効回答率が低く、回答にもばらつきがある。信頼性・適切な判断に欠けるのでは。
→ (内閣府) 統計的優位性等、再度確認したうえで次回報告する。
- 財務諸表上や単純な収支差率だけでは、運営実態や保育の質は読み取りにくい。定員規模別や地域別等様ざまなクロス集計による、きめ細かい分析と実態の把握が必要。
→ (内閣府) クロス集計については現在精査中。とりまとめ次第公表予定。
- 設置法人ごとの異なる会計基準や科目によって、回答の煩雑化かつ十分な回答に至っていないのではないかと。
→ (内閣府) 次回調査に向け回答項目の検討をすすめる。

* 当会議の資料は内閣府ホームページ「子ども・子育て会議」に掲載されています。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第1回）が開催される ～見直しの方向性について議論

平成29年11月8日、「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会(第1回)」が開催されました。

本検討会は、平成21年8月に策定された「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年11月改訂)について、平成30年4月1日から適用される保育所保育指針の改定や、感染症対策等に関する最新の知見等が得られたことを踏まえ、ガイドラインの見直しを行うことを目的としたものです。

検討会の冒頭では座長および座長代理の選出が行われ、大曲貴夫氏(国立国際医療研究センター病院 副院長/国際感染症センター長)が座長となりました。また、座長代理には釜菴敏氏(日本医師会 常任理事)が大曲座長から指名されました。

その後、厚生労働省子ども家庭局保育課からの資料説明(別添No.2)と、検討会構成員の細谷光亮氏(福島県立医科大学医学部小児科 教授)から、「保育所等における感染症対策に関する研究(厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業/研究代表者:細谷光亮氏)」(別添No.3参照)について報告があったのち、各構成員から意見、質問等の発言がありました。

今後の検討スケジュールとして、第2回検討会(平成29年12月～平成30年1月(予定))にてガイドラインの改訂素案が示され、第3回検討会(平成30年1月～2月(予定))にて改訂案の提示を受け、平成30年4月目途で改訂ガイドラインの適用をする予定です。

なお、改訂素案(概要)が取りまとまった段階でパブリックコメントの実施が予定されています。また、改訂ガイドラインの内容が確定後、自治体に通知を発出し、各保育所等に周知を図る予定です。

その他詳細は、別添No.2をご参照ください。No.3は全保協ホームページの「会員のコーナー」へ掲載いたしますので、あわせてご参照ください。

※ 全保協では、「2012年改訂版 保育所における感染症ガイドライン(平成24年12月、厚生労働省)」(現在のガイドライン)に対応した『保育現場における感染症の知識と対応』を販売しています。今冬も予測される、インフルエンザやノロウイルスをはじめとする各種の感染症対策に、本書をご活用ください。

本書のポイントとして、

- ①「新たに保育現場に求められる感染症対策をわかりやすく紹介」、
 - ②「感染症予防の方法、感染症発生時の対策方法から、予防体制構築のための園医・看護職との連携の方法を解説」、
 - ③「日常の保育にすぐ活用できる感染症Q&Aを収録」
- について、現在のガイドラインを踏まえ、詳しく解説しています。

* 申込用紙は、全保協ホームページに掲載しています。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/syoseki/2012guidelines2.pdf>

